

# 第88回 定時株主総会招集ご通知

**開催日時** 2021年6月29日（火曜日）  
午前10時（開場午前9時）

**開催場所** 東京都中央区日本橋富沢町8番10号  
綿商会館 6階

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 郵送による議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）午後5時30分到着分まで

## お土産及び新型コロナウイルス感染予防について

本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。

また、新型コロナウイルスの感染予防等のため、郵送にて議決権の事前行使もご考慮いただければと存じます。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

## 目次

第88回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	13
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告書	38



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/2112/>



株主各位

東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号  
**塩水港精糖株式会社**  
代表取締役会長兼社長 久野 修慈

## 第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

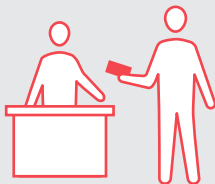
敬 具

記

1 日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時（開場午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋富沢町8番10号 綿商会館 6階
3 会 議 の 目 的 事 項	<b>報告事項</b> (1) 第88期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第88期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

## ▶ 議決権行使のご案内

### 株主総会への出席による議決権の行使

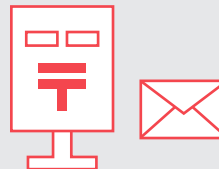


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### 開催日時

2021年6月29日（火曜日）  
午前10時（開場午前9時）

### 書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう折り返しご送付お願い申し上げます。

#### 行使期限

2021年6月28日（月曜日）  
午後5時30分到着分まで

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - 会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。また、スマートフォン、携帯電話等による通信・通話もご遠慮願います。
  - 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.ensuiko.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、**当社ホームページ**に修正後の事項を掲載することによりお知らせいたします。
- ※新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスク着用等をお願いする場合がございます。
- ※会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご着席いただけない場合、またはご入場いただけない場合があります。

 **当社ホームページ**：<https://www.ensuiko.co.jp/>

塩水港精糖

検索 

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当社は、収益力の向上及び財務体質の改善・強化を図りながら、株主の皆様に対する継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

なお、当期の期末配当につきましては、今後の当社グループを取り巻く経営環境や業績見通し等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は135,771,625円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月30日

## 第2号議案

## 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役丸山弘行、伊藤哲也、波多野雅、小田俊一、木村成克、三和彦幸及び酒井英喜の各氏は任期満了となります。

つきましては、当社及び当社グループを取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、社外有識者を委員長とする、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の地位	出席回数/取締役会
1	再任	丸山 弘行 (満50歳)	取締役	11回/11回
2	再任	伊藤 哲也 (満53歳)	取締役	11回/11回
3	再任	波多野 雅 (満54歳)	取締役	11回/11回
4	再任	小田 俊一 (満51歳)	取締役	11回/11回
5	再任	木村 成克 (満49歳)	取締役	11回/11回
6	再任	三和 彦幸 (満74歳)	取締役	11回/11回
7	再任	酒井 英喜 (満57歳)	取締役	10回/11回
8	新任	和田 守真 (満52歳)	常務執行役員	—
9	新任	山下 裕司 (満70歳)	執行役員副会長	—

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

# 1 丸山 弘行

再任

- 生年月日  
1970年6月30日生（満50歳）
- 取締役在任年数  
4年
- 取締役会への出席状況  
11回／11回
- 所有する当社の株式数  
8,917株

## 略歴、当社における地位及び担当

1994年4月	当社	入社
2013年4月	当社	砂糖事業部副部長
2014年8月	当社	バイオ事業部部長
2015年4月	当社	執行役員バイオ事業部長
2016年6月	当社	常務執行役員バイオ事業部長
2017年6月	当社	常務取締役バイオ事業部長兼新商品事業開発室長
2018年6月	当社	常務取締役事業本部長兼オリゴ事業部長兼新商品・事業開発室長
2019年6月	当社	代表取締役社長統括事業本部長
2020年6月	当社	代表取締役社長統括事業・販売推進本部長 太平洋製糖株式会社 取締役（現任） 関西製糖株式会社 取締役（現任）
2021年4月	当社	取締役生産本部長兼品質保証部長（現任）

## 重要な兼職の状況

太平洋製糖株式会社 取締役  
関西製糖株式会社 取締役

### 取締役候補者とした理由

丸山弘行氏は、当社において要職を歴任、企業経営における豊富な経験と見識を有しております。これらの経験や実績、強いリーダーシップを、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

# 2 伊藤 哲也

再任

- 生年月日  
1968年1月9日生（満53歳）
- 取締役在任年数  
4年
- 取締役会への出席状況  
11回／11回
- 所有する当社の株式数  
9,141株

## 略歴、当社における地位及び担当

1994年4月	当社	入社
2012年4月	当社	糖質研究所副部長
2015年10月	当社	糖質研究所部長
2016年6月	当社	執行役員生産統括部長兼品質保証部長
2017年6月	当社	取締役生産統括部長兼品質保証部長
2017年11月	南西糖業株式会社	取締役（現任）
2018年6月	当社	常務取締役生産・事業開発グループ長兼生産統括部長兼品質保証部長 関西製糖株式会社 取締役（現任）
2019年6月	当社	専務取締役生産・事業開発グループ長兼生産統括部長兼品質保証部長
2020年6月	当社	取締役副社長生産本部長兼品質保証部長 太平洋製糖株式会社 取締役（現任）
2021年4月	当社	取締役事業・販売推進本部長（現任）

## 重要な兼職の状況

南西糖業株式会社 取締役  
太平洋製糖株式会社 取締役  
関西製糖株式会社 取締役

### 取締役候補者とした理由

伊藤哲也氏は、当社の研究、製造、品質保証分野の要職を歴任し、企業経営における幅広い知識と経験を有しております。これらの経験や知見を、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

## 3 は た の まさし 波多野 雅

再任

- 生年月日  
1966年12月5日生（満54歳）
- 取締役在任年数  
2年
- 取締役会への出席状況  
11回／11回
- 所有する当社の株式数  
12,000株

### 略歴、当社における地位及び担当

1989年 4月 大洋漁業株式会社（現マルハニチロ株式会社）入社  
2012年 4月 株式会社パールエース 営業本部 関東支店長  
2015年 4月 同社 取締役関東支店長  
2017年 6月 同社 常務取締役関東支店長  
当社 執行役員営業推進担当  
2018年 6月 株式会社パールエース 専務取締役営業本部副本部長兼関東支店長  
2019年 6月 当社 取締役  
2020年 2月 当社 常務取締役  
2020年 6月 当社 専務取締役事業・販売推進本部副本部長  
株式会社パールエース 代表取締役社長（現任）  
2021年 4月 当社 取締役事業・販売推進本部副本部長（現任）

### 重要な兼職の状況

株式会社パールエース 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

波多野雅氏は、当社営業部門を統括しており、企業経営及び営業分野において豊富な経験と知識を有しております。これらの経験や知見を、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

## 4 お だ しゅん いち 小田 俊一

再任

- 生年月日  
1970年1月10日生（満51歳）
- 取締役在任年数  
4年
- 取締役会への出席状況  
11回／11回
- 所有する当社の株式数  
11,810株

### 略歴、当社における地位及び担当

1992年 4月 当社 入社  
2009年 4月 当社 総務人事部副部長  
2014年 4月 当社 管理グループ部長  
2014年 5月 当社 砂糖事業部長  
2015年 4月 当社 執行役員砂糖事業部長  
2017年 6月 当社 取締役総務企画担当部長  
2018年 6月 当社 取締役管理グループ長兼総務企画担当部長  
2019年 6月 当社 専務取締役管理グループ長兼総務企画担当部長  
2020年 6月 当社 専務取締役管理本部長  
2021年 4月 当社 取締役管理本部長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

小田俊一氏は、当社管理部門を統括しており、経営全般及び管理・業務運営に関する知見を有しております。これらの経験や知見を、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。

## 5 木村 成 克

再 任

- 生年月日  
1971年8月15日生（満49歳）
- 取締役在任年数  
8年
- 取締役会への出席状況  
11回／11回
- 所有する当社の株式数  
0株

### 略歴、当社における地位及び担当

1998年4月 株式会社グロービス 入社  
2000年1月 大東製糖株式会社 理事  
2005年6月 同社 代表取締役社長（現任）  
関西製糖株式会社 取締役（現任）  
2013年6月 当社 社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

大東製糖株式会社 代表取締役社長  
関西製糖株式会社 取締役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

木村成克氏は、食品事業における豊富な経験と、経営者としての幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

## 6 三 和 彦 幸

独 立 再 任

- 生年月日  
1946年7月28日生（満74歳）
- 取締役在任年数  
4年
- 取締役会への出席状況  
11回／11回
- 所有する当社の株式数  
0株

### 略歴、当社における地位及び担当

1971年1月 監査法人 朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人） 入社  
1996年8月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人） 代表社員  
2003年6月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人） 専務理事  
2006年6月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人） 副理事長  
2009年6月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人） 代表社員退任  
2009年7月 三和公認会計士事務所開設  
2011年5月 株式会社乃村工藝社 社外監査役  
2011年6月 住友金属鉱山株式会社 社外監査役  
2015年6月 株式会社ショーワ 社外取締役 監査等委員  
2017年6月 当社 社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

公認会計士  
税理士

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三和彦幸氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する高い見識及び監査法人の経営に携わった豊富な経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。



## 7 酒井英喜

再任

- 生年月日  
1964年1月17日生（満57歳）
- 取締役在任年数  
2年
- 取締役会への出席状況  
10回／11回
- 所有する当社の株式数  
13,100株

### 略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 当社 入社  
 2008年4月 当社 砂糖部長  
 2010年4月 当社 理事砂糖部長  
 2013年6月 当社 取締役事業本部砂糖事業部長  
 2014年4月 当社 取締役総務人事担当  
 2015年4月 当社 取締役管理グループ長  
 2017年6月 当社 常務取締役管理グループ長  
 2018年6月 関西製糖株式会社 代表取締役社長  
 2019年6月 当社 取締役（現任）  
 2020年6月 太平洋製糖株式会社 代表取締役社長（現任）

### 重要な兼職の状況

太平洋製糖株式会社 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

酒井英喜氏は、当社及び当社グループにおいて要職を歴任し、生産・事業・管理部門及び経営全般における豊富な見識を有しております。これらの経験や知見を、引き継ぎ当社経営に活かすことを期待するものであります。

## 8 和田守真

新任

- 生年月日  
1968年8月19日生（満52歳）
- 取締役在任年数  
—
- 取締役会への出席状況  
—
- 所有する当社の株式数  
3,668株

### 略歴、当社における地位及び担当

1993年4月 当社 入社  
 2015年4月 株式会社パールエース 執行役員営業本部広域営業部長  
 2017年6月 同社 常務取締役広域営業担当  
 2019年6月 同社 常務取締役関東営業本部副本部長  
 当社 執行役員  
 2020年6月 当社 常務執行役員事業・販売推進本部オリゴ・バイオ事業部長（現任）  
 株式会社パールエース 専務取締役営業本部副本部長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

和田守真氏は、当社営業部門における長年の経験と幅広い知識を有しております。これらの経験や知見を、当社経営に活かすことを期待するものであります。

9

やま した ゆう じ  
山下 裕 司

新任

■ 生年月日

1951年3月22日生（満70歳）

■ 取締役在任年数

—

■ 取締役会への出席状況

—

■ 所有する当社の株式数

18,426株

略歴、当社における地位及び担当

1973年4月 当社 入社  
 1999年6月 当社 取締役総務人事部長  
 2002年6月 当社 常務取締役  
 2004年1月 当社 専務取締役  
 2005年4月 当社 代表取締役専務  
 2008年6月 太平洋製糖株式会社 代表取締役社長  
 当社 取締役  
 2014年5月 当社 代表取締役社長  
 2014年10月 株式会社パールエース 代表取締役社長  
 2019年6月 当社 代表取締役副会長  
 2020年6月 当社 相談役  
 2021年2月 当社 執行役員副会長（現任）

取締役候補者とした理由

山下裕司氏は、当社グループでの企業経営における豊富な経験と見識を有しており、工場現場にも精通しております。これらの経験や知見を、当社経営に活かすことを期待するものであります。

- (注) 1. 木村成克氏は、大東製糖株式会社の代表取締役社長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 木村成克氏及び三和彦幸氏は、社外取締役候補者であります。なお、三和彦幸氏の社外取締役再任の承認をいただいた場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
4. 当社は、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2021年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は、取締役会の承認を踏まえ、全額会社負担としております。

## 第3号議案

## 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役渡部以光氏は任期満了となります。  
 つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案の内容は、社外有識者を委員長とする、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の賛成の答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。  
 また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は次のとおりであります。

わた なべ い こう  
 渡部 以光

再任

- 生年月日  
1956年3月1日生（満65歳）
- 監査役在任年数  
8年
- 取締役会への出席状況  
10回／11回
- 監査役会への出席状況  
12回／13回
- 所有する当社の株式数  
0株

## 略歴、当社における地位

1977年4月 学校法人第一学園 第一経理専門学校入社  
 1984年5月 高野総合会計事務所入所  
 1985年8月 税理士登録  
 2010年6月 税理士法人高野総合会計事務所シニアパートナー  
 2013年6月 当社 社外監査役（現任）  
 2020年9月 税理士法人高野総合会計事務所代表社員（現任）

## 重要な兼職の状況

税理士  
 税理士法人高野総合会計事務所 代表社員

## 社外監査役候補者とした理由

渡部以光氏は、税理士として培われた財務及び会計に関する専門的知識・豊富な経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かしていただき、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 渡部以光氏が代表社員を務める税理士法人高野総合会計事務所と当社との間には税務顧問契約があります。なお、同氏個人と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 渡部以光氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2021年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。候補者が再任された場合には、候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は、取締役会の承認を踏まえ、全額会社負担としております。

## 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことが出来るものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

すず き ゆき のぶ  
鈴木 幸信

## ■ 生年月日

1946年6月16日生（満75歳）

## ■ 所有する当社の株式数

0株

## 略歴、当社における地位

1965年4月 仙台国税局入局  
1995年12月 税理士資格取得  
2001年7月 人吉税務署長  
2002年7月 東京国税局調査第一部調査開発課長  
2005年7月 高松国税不服審判所長  
2006年7月 同所辞職  
鈴木幸信税理士事務所開設  
2016年6月 株式会社小糸製作所 社外監査役（現任）

## 重要な兼職の状況

株式会社小糸製作所 社外監査役

## 補欠社外監査役候補者とした理由

鈴木幸信氏は、高松国税不服審判所所長等を歴任されており、税務等における広範かつ豊富な知識・経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かしていただき、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただけるものと判断するものであります。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 鈴木幸信氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

以 上

〈× 欄〉

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

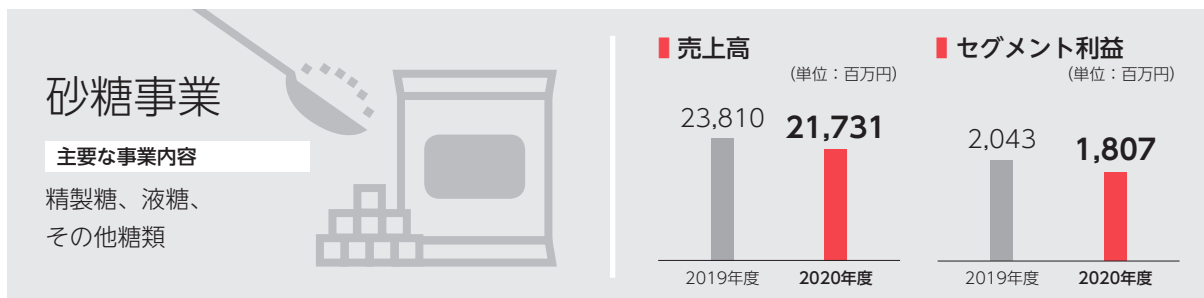
監査報告書

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、企業活動の制限や個人消費の低迷が続く等厳しい状況となりました。先行きについては、ワクチン接種の進展が期待される一方で、感染再拡大による内外経済の下振れリスク等の影響を一層注視する必要があり、引き続き不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社および当社グループはお客様、地域社会、関係取引先、従業員およびその家族の安全と健康を確保することを最優先に、生活必需品である砂糖や、オリゴ糖をはじめとした機能性素材等の製品を、非常時においても安定して消費者の皆様にお届けすることを第一義に、お客様のおなかの健康に貢献する「おなかにやさしい会社」として、砂糖事業及びバイオ事業の計画達成に向けて全力で取り組んでまいりました結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。



海外原糖市況は、ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限、1ポンド当たり）において10.39セントで始まりましたが、コロナ禍の拡大が同相場へも影響し、4月下旬に2007年以来の安値となる9.05セントを付けました。その後、タイやインドの不作等、供給懸念が高まったこと、またワクチン接種の進展による景気回復とインフレ期待の高まりを背景に農産物への投機資金流入が加速し、2月中旬に2017年3月以来の高値18.94セントを付けました。期末にかけて北半球での予想を上回る収穫が見通されたことから目先の供給逼迫懸念が和らぎ、結果14.77セントで当期を終了しました。

国内市中価格（日本経済新聞掲載、上白大袋1kg当たり）は、期初187円～188円で始まりましたが、海外原糖相場の上昇を受け3月下旬に192円～193円に値を上げ、同水準のまま当期を終了しました。

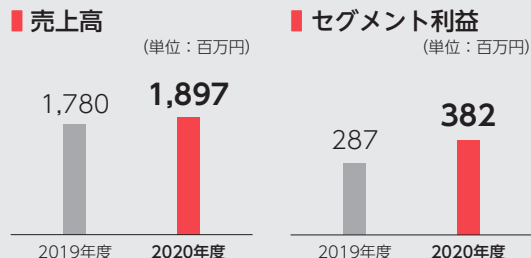
精糖およびその他糖類などの国内販売は、家庭用製品において巣ごもり需要の高まりがみられたものの、根幹にある砂糖需要の減少傾向には歯止めがかからず、低調に推移しました。業務用製品については、感染の拡大と一定程度の収束を繰り返す中で、外出自粛や内食等、新たなライフスタイルが年間を通して定着、外食産業や土産品等向けの販売が大きく影響を受け低調に推移し、売上高は前年同期を下回りました。

以上の結果、当期における砂糖事業全体の売上高は21,731百万円（前連結会計年度比8.7%減）、セグメント利益は1,807百万円（前連結会計年度比11.5%減）となりました。

## バイオ事業

### 主要な事業内容

乳糖果糖オリゴ糖、サイクロデキストリン、サラシア属植物エキス末



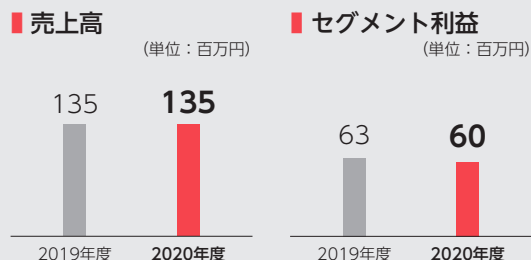
オリゴ糖部門は、コロナ禍における消費者の皆様の健康志向への高まりを追い風に、特定保健用食品「オリゴのおかげ」を各種広告等を通じて積極的に提案、更なる認知度向上を図るべく、拡販に努めました。この結果、同製品はレギュラータイプのみならず、大容量タイプやより高い機能性をもつダブルサポートタイプの販売についても好調に推移し、売上高は前年同期を上回りました。

サイクロデキストリン部門は、外食産業向けおよび土産物向け等がコロナ禍により打撃を受け、また末端ユーザー製品のレシピ変更等による使用量減も重なり総じて低調に推移し、売上高は前年同期を下回りました。

この他、新商品「奇跡の野菜といわれるビーツをドリンクにしました」を11月よりweb、通信販売を中心に発売を開始しました。認知度向上に向けた取り組みとして、雑誌・新聞広告を積極的に展開し、一部量販店にも新規導入頂きました。

以上の結果、バイオ事業全体の売上高は1,897百万円（前連結会計年度比6.6%増）、セグメント利益は382百万円（前連結会計年度比32.9%増）となりました。

## その他



その他の事業につきましては、ニューE S Rビル事務所の一部賃貸等を行い、所有不動産の活用に努めました結果、売上高は135百万円（前連結会計年度比0.5%増）、セグメント利益は60百万円（前連結会計年度比5.3%減）となりました。

以上の結果、当期の売上高は23,686百万円（前連結会計年度比7.7%減）、営業利益は982百万円（前連結会計年度比8.2%減）となりました。経常利益は1,107百万円（前連結会計年度比3.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は775百万円（前連結会計年度比0.1%減）となりました。

## (2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、砂糖製造設備改善工事等442百万円であります。これらの投資のうち、当連結会計年度の支払資金は、自己資金及び借入金にて充たいたしました。

## (3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、全世界に蔓延している新型コロナウイルスの影響を受け、景気低迷、消費行動の変容等により国内経済は厳しい状況になるものと考えられ、予断を許さない情勢が続くと予想されます。

かかる環境の下、当社及び当社グループは、国民の生活を支える基礎的食品である砂糖や、オリゴ糖をはじめ健康付加価値のある機能性素材等を、消費者の皆様へ安定してお届けすることを第一義とし、生産・供給体制の継続に最大限注力するとともに、各事業の安定を期し、在宅勤務、オンライン推進等による接触機会の低減、各種防疫措置の実施等、万全の防疫体制を敷き、生産・販売・物流等サプライチェーン全般において、コロナ禍による影響を極力回避してまいりました。今後も全社員一体となって、コロナの弊害の中においても、その供給責任を果たしてまいります。また、お客様のおなかの健康に貢献する「おなかにやさしい会社」を中長期的な経営ビジョンと位置付け、以下の各事業を推進してまいります。

### ①砂糖事業

砂糖事業につきましては、砂糖制度の不均衡によるその他の甘味料への需要シフト及び新型コロナウイルスの影響等により砂糖需要が減少傾向にあり、引き続き厳しい販売環境が続くと予想されますが、消費者の皆様へ生活必需品である砂糖の機能と特性に対する理解を深めるべく啓蒙活動に注力するとともに、一層の拡販に努めてまいります。

また、政府の食料安定供給に関する指針に沿い、非常時においても安心安全な製品を安定的に供給することが食品会社に課せられた使命であるとの認識の下、品質管理及び危機管理体制の強化、環境変化にも適応した事業体制の構築と経営基盤の更なる強化に努めてまいります。

コロナ禍の影響から、世界各地で食糧生産供給体制、その物流体制が不安定化し、これにより穀物を始めとした国際食料価格、海上運賃等の上昇が生じており、この上昇傾向は、コロナ禍が国際的に解決されない環境の中においては当面避けられない状況にあります。このような国際的経済環境、食料価格の情勢の中、コロナ禍による国内経済の停滞を受け、食品業界は原料価格引き上げに伴う価格引き上げが厳しい環境におかれております。かかる状況に対し、当社及び当社グループは、消費者並びに流通関係者の理解、協力を得られるよう最大限努力し、販売に努めてまいります。



## ②バイオ事業

バイオ事業につきましては、オリゴ糖部門は、特定保健用食品である「オリゴのおかげ」のさらなる業容拡大に努めてまいります。

「オリゴのおかげ」は20年以上に亘り皆様のご愛顧を頂いておりますが、昨年来、新型コロナウイルス感染拡大により免疫の重要性が高まる中、腸内環境の改善が免疫力向上に寄与することが広く認知され、当商品もより一層注目されております。この状況を踏まえ、「オリゴのおかげ」のさらなる認知度向上、一層の業容拡大を図るべく、幅広いメディアを活用し、消費者の皆様へ訴求するとともに、海外展開も視野に、生産拡大も含めた事業強化、再構築に向け、全力で取り組んでまいります。

新商品「ビーツドリンク」につきましては、認知度向上のため、宣伝広告を含めた各種の販促活動を推進してまいります。

ビーツは欧州をはじめ世界各国にて健康効果の極めて高い「奇跡の野菜」として普及し親しまれております。我が国においては未だ未開発の分野ではありますが、今後必ず健康に役立つ食材として大きな評価を受けると判断し、我が国で初めて本格的なビーツ食品の開発・発売を開始いたしました。今後はこの真赤なビーツが当社の重要な健康食材商品になるよう全力を挙げてまいります。

ビーツドリンク普及啓発の一環といたしましては、箱根駅伝の名監督原晋氏を登用し、同氏の勝利へ向けた飽くなき闘志を同商品の販売拡大に活かすべく、今後積極的な広告宣伝活動を行ってまいります。

また、ビーツ料理の権威であり、世界65か国以上を巡り食文化の発展に貢献しておられる料理研究家荻野恭子氏にもご協力頂き、ビーツの素晴らしさ、将来性を消費者に分かりやすくお伝えしてまいります。

加えて、ビーツ事業の多面的な展開も視野に入れ、業務用素材として新たに粉末タイプの販売も開始し、積極的に展開してまいります。

サイクロデキストリン部門につきましては、一層の技術改善等を行い、事業推進に努めてまいります。

## ③新商品開発

新商品開発につきましては、消費者の皆様のライフスタイルの変化や嗜好の多様化に柔軟に対応すべく、開発から販売まで一貫した新商品新規事業体制をより一層推進するとともに、当社の原点である「砂糖」の様々な機能（保水、防腐、酸化防止等）に着目し、化粧品等、食品以外の用途も含めた高付加価値分野の開発、商品化・事業化に全力を注いでまいります。

#### ④砂糖制度運営の適正化

砂糖は歴史的にも、食品の原料としても全く害のない、天然自然の安全な素材として知られておりますが、国の政策として昭和40年に施行されている砂糖制度の不公平、不平等な運営により、砂糖需要は長期に亘り減少が続き、企業活動に大きく影響を与えています。

現行の砂糖制度の運用では、それを支えてきた砂糖業界の実態と、国が目的とする農業政策との間に極めて大きな矛盾が生じており、その結果、国内産糖保護財源としての砂糖の調整金収支は大幅に悪化しております。同制度の現状としては、国内産糖農家を保護する「調整金」を砂糖業界の負担に依存する国の政策はもはや限界にきており、その是正が求められております。

当社及び当社グループは、砂糖需要回復への積極的対応、国内産糖保護財源の今後の在り方、「調整金」負担割合の抜本的な見直し等、不公平・不平等な砂糖制度の改善・是正を訴え、国が新たな政策を講ずるよう、砂糖業界共通の重要課題として、政府・行政に強く求めてまいります。

なお、砂糖製品は貴重品として、我が国の税制上、明治時代より酒税とともに多額の税を課せられてまいりました。株主の皆様におかれましては、この点につきましても併せてご理解賜りたく存じます。

コロナ禍の今後の動向が不透明な中であって、当社及び当社グループは、食品メーカーとしての社会的責任を果たすべく、役職員一丸となり、この国難を乗り越えてまいります。

株主の皆様におかれましては、かかる現状につきまして格段のご理解を賜りますとともに、今後とも格別のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

区分	2017年度 第85期	2018年度 第86期	2019年度 第87期	2020年度 (当連結会計年度) 第88期
売上高 (百万円)	26,874	26,002	25,659	23,686
経常利益 (百万円)	1,192	1,090	1,151	1,107
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	906	840	776	775
1株当たり当期純利益 (円)	33.45	31.00	28.65	28.58
総資産額 (百万円)	24,948	24,490	24,530	27,239

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、「1. 当社グループの現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社パールエース	450百万円	100.0%	砂糖類の売買等

当社の連結子会社は2社、持分法適用関連会社は4社であります。

### ②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はございません。

### ③その他

三菱商事株式会社は、2021年3月31日現在、当社議決権の14.7%を所有しており、引き続き当社の主要株主である筆頭株主であります。

## (6) 主要な事業所

### ①当社

名称	所在地
本社	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号 ニューE S Rビル
糖質研究所	東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号 ニューE S Rビル8階
関西営業所	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号 新大阪トラストタワー2階
大阪工場	大阪府泉佐野市住吉町25番地 (2002年3月より関西製糖株式会社に賃貸 しております。)

### ②子会社

名称	所在地
株式会社パールエース	(東京都中央区)
株式会社パールフーズ	(東京都中央区)

## (7) 従業員の状況

### ①当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
80 名	減7 名	43.7 歳	14.1 年

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51 名	増1 名	42.1 歳	16.1 年

## (8) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,154
農林中央金庫	2,259

(注) 1. 上記の額にはシンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

株式会社みずほ銀行 1,654百万円

2. 当社は運転資金の安定化及び効率化を図る目的のため、借入極度総額4,200百万円のコミットメントライン契約を株式会社みずほ銀行と農林中央金庫の2行との間で締結しています。

## (9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日時点)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 35,000,000株 (自己株式数7,845,675株を含む。)  
 (3) 株主数 11,115名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	3,990 <sup>千株</sup>	14.70%
株式会社みずほ銀行	1,353	4.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	744	2.74
三菱UFJ信託銀行株式会社	603	2.22
株式会社榎本武平商店	550	2.03
大東通商株式会社	500	1.84
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	368	1.36
東京海上日動火災保険株式会社	340	1.25
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	324	1.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口1)	284	1.05

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式 (7,845,675株) を控除して計算しております。  
 3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	45,000 <sup>株</sup>	9 <sup>名</sup>
社外取締役	—	—
監査役	—	—

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

氏名	当社における地位	担当及び重要な兼職の状況
久野修慈	代表取締役会長	
丸山弘行	代表取締役社長	統括 事業・販売推進本部長 太平洋製糖株式会社 取締役 関西製糖株式会社 取締役
伊藤哲也	取締役副社長	生産本部長兼品質保証部長 南西糖業株式会社 取締役 太平洋製糖株式会社 取締役 関西製糖株式会社 取締役
小田俊一	専務取締役	管理本部長
波多野雅	専務取締役	事業・販売推進本部副本部長 株式会社パールエース 代表取締役社長
原浩司	専務取締役	事業・販売推進本部副本部長兼オリゴ・バイオ事業部長
常見典正	専務取締役	管理本部副本部長
杉山拓也	常務取締役	販売推進担当兼物流担当
木村成克	社外 取締役	大東製糖株式会社 代表取締役社長 関西製糖株式会社 取締役
三和彦幸	社外 独立役員 取締役	公認会計士 税理士
酒井英喜	取締役	太平洋製糖株式会社 代表取締役社長
青木義一	社外 常勤監査役	関西製糖株式会社 監査役
高野明子	常勤監査役	
田畑貴史	社外 常勤監査役	太平洋製糖株式会社 監査役
渡部以光	社外 監査役	税理士 税理士法人高野総合会計事務所 代表社員

- (注) 1. 取締役木村成克氏及び取締役三和彦幸氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役青木義一氏、常勤監査役田畑貴史氏及び監査役渡部以光氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役渡部以光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役三和彦幸氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 当事業年度中に退任した役員は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の会社における地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況
濱邦久	2020年6月25日	任期満了	取締役	株式会社バロックジャパンリミテッド 社外取締役 日東紡績株式会社 社外取締役
山下裕司	2020年6月25日	辞任	代表取締役副会長	
白石健二	2020年6月25日	辞任	常勤監査役	
金澤賢一	2020年6月25日	辞任	監査役	弁護士

## (2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役および執行役員を被保険者とした、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。また、2021年7月に当該契約を更新する際は、同内容での更新を予定しております。なお、保険料は、取締役会の承認を踏まえ、全額会社負担としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役及び監査役の報酬は、役位及び職務遂行への対価としての基本部分に、当期における当社業績水準、業績への寄与度及び達成状況を加味した固定報酬です。このため、固定報酬から独立した業績連動報酬は採用しておりません。報酬額については、取締役会の諮問を受けた「指名・報酬委員会」が公平・公正な立場から検討を加えて取締役会へ答申し、取締役会での決議に基づき代表取締役が決定いたします。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	197	190	—	7	13
(うち社外取締役)	(9)	(9)	(—)	(0)	(3)
監査役	45	45	—	—	6
(うち社外監査役)	(35)	(35)	(—)	(—)	(4)
合計	242	235	—	7	19
(うち社外役員)	(44)	(44)	(—)	(0)	(7)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は11名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、2020年6月25日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）ならびに監査役2名（うち社外監査役1名）が含まれているためであります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与として8百万円を支給しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において年額290百万円以内（うち、社外取締役分年額25百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名（うち社外取締役3名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において年額70百万円以内とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 非金銭報酬等については、2020年6月25日開催の第87回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記の報酬限度額とは別枠として、対象取締役（社外取締役を除く）に対して年額50百万円以内とする決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

## (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案を指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年4月20日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

### ② 決定方針の内容の概要

#### 1) 基本的な考え方

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして効果的に機能することを基本とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

#### 2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、各取締役の担当事業の業績等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

#### 3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

##### a. 業績連動報酬

当社の場合、主たる事業である国内精製糖事業の業績が、その時々国内砂糖市況や海外原糖相場の外的要因により大きく変動することがあり、短期的には経営戦略の達成状況や取締役の業務執行の結果と連動しない場合があることから、原則として業績連動報酬は採用しておりません。

但し、今後の業績内容の変化に対しては考慮します。

##### b. 非金銭報酬等

取締役（社外取締役を除く）に対しては、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限付株式（譲渡制限期間は当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人のいずれかの地位を退任または退職等する日までの間とし、当該譲渡制限期間を満了した時をもって譲渡制限を解除する。）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとしております。

割当て時期については、定時株主総会終了後の7月開催の取締役会において決定します。

また、当社の取締役に割当てする譲渡制限付株式は事前交付型としており、対象取締役が本役務提供期間が満了する前に、正当な理由によらず退任または退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得するものとしております。

#### 4) 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、各取締役の役位、職責、当社業績等に基づき、指名・報酬委員会において検討を行います。5) の委任を受けた代表取締役は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝9：1であります。



#### 5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長兼社長久野修慈がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額（各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価分を含む。）としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければなりません。なお、株式報酬は指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の個人別の割当株式数を決議します。

#### ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2020年6月25日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年4月20日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

## (5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	木村成克	大東製糖株式会社 代表取締役社長 関西製糖株式会社 取締役
社外取締役	三和彦幸	公認会計士 税理士
社外監査役	青木義一	関西製糖株式会社 監査役
社外監査役	田畑貴史	太平洋製糖株式会社 監査役
社外監査役	渡部以光	税理士 税理士法人高野総合会計事務所 代表社員

- (注) 1. 大東製糖株式会社は、当社と取引関係があります。  
2. 関西製糖株式会社及び太平洋製糖株式会社は、当社の持分法適用会社である関連会社であります。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	木村成克	11回／11回 (100%)	—	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、食品事業分野及び企業経営における専門的見地から特に当社新商品販売推進の参考となる新製品の市場開拓に係る販売戦略等、適宜発言を行っております。
社外取締役	三和彦幸	11回／11回 (100%)	—	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、積極的にご発言いただき、役員を選任及び報酬の透明性と公正性を高めていただいております。 株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の基準及び当社が定める独立役員の指定基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しております。
社外監査役	青木義一	11回／11回 (100%)	13回／13回 (100%)	当事業年度開催の取締役会11回全てに、また監査役会13回全てに出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見識を活かし、独立した立場から公正かつ客観的に発言・質問を行い、重要な書類の閲覧、各部門や事業所の監査、子会社調査等を実施し、監査役会に報告しました。
社外監査役	田畑貴史	10回／10回 (100%)	10回／10回 (100%)	当事業年度の就任後に開催された取締役会10回全てに、また監査役会10回全てに出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見識を活かし、特にコンプライアンスやリスクマネジメントの観点からの確かな発言・質問を行い、重要な書類の閲覧、各部門や事業所の監査、子会社調査等を実施し、監査役会に報告しました。
社外監査役	渡部以光	10回／11回 (91%)	12回／13回 (92%)	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、また監査役会13回のうち12回に出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に税理士としての専門的見地から発言・質問を行い、また他の監査役、取締役等と意欲的に意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に取り組みました。

(注) 上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められた場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社及びグループ会社の役職員が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任を果たし、倫理を尊重する行動がとれるように「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準・社員行動規準」を定める。
  - 2) 「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する啓蒙教育を実施する等、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
  - 3) コンプライアンス委員会事務局に、通常の指揮命令系統から独立した相談窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役職員が電話、電子メール等によって自由に通報や相談が出来る仕組みを作る。
  - 4) 内部監査室は、各部門の業務執行が法令・定款に適合しているか内部監査を行う。

② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務執行に係る情報については「文書取扱規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

③ **損失の危険の管理に関する規定その他の体制**

- 1) 損失の危険の管理については、緊急時に「危機管理委員会」を開催するほか、最低年1回委員会を開催し、品質管理をはじめとする各種リスク管理につき、必要な見直し・対応を検討する。
- 2) 当社が定常的に抱える業務上のリスクの管理体制については、各取締役が自己の分掌範囲について責任を持って構築・運営する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- 1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- 2) 役付役員を中心とした経営委員会により、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営委員会は毎月1回以上開催する。

⑤ **当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制及び当社の子会社の損失の管理に関する規定その他の体制**

- 1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社は営業成績、財務状況、関係情報を当社へ定期的に報告を行う。
- 2) 子会社のリスク管理については、「関係会社管理規程」にて経営委員会により統括管理を行い、指示・情報伝達を行うと共にリスクの把握・管理を行う。

⑥ **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

職務権限を明確化し、グループ事業戦略に基づき、グループ全体の経営目標を事業年度ごとに策定する。

⑦ **その他、当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- 1) 「塩水港精糖グループ企業倫理行動規程」により、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つ。
- 2) 当社管理部門において、100%子会社の会計及び業務執行の状況を定常的に監督する。
- 3) コンプライアンス委員会事務局に、通常の指揮命令系統から独立した相談窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役職員が電話、電子メール等によって自由に通報や相談ができる仕組みを作り、役職員に周知徹底する。

⑧ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- 1) 監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲内で監査役の職務を補助する使用人を配置する。

- 2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役からの独立性を確保する。
  - 3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、原則として、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従う。
- ⑨ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- 1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他報告が必要と思われる事項が生じたときは、直接又は内部監査室を経由して、遅滞なく監査役に報告する。
  - 2) 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、必要に応じて、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
  - 3) 取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深めると共に、監査役監査の環境を整備するよう努める。
  - 4) 監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室等との情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。
  - 5) 内部監査室は、「内部監査規程」に則り、監査が実施できる体制を整備し、監査役との緊密な連携を図る。
- ⑩ **子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**
- 1) 関係会社報告会及び子会社への内部監査等を通じて得た情報を当社監査役に定期的に報告する。
  - 2) 前号に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する報告を求めることが出来るものとする。
- ⑪ **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑫ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 1) 当社は、監査役と協議の上、監査役職務の執行するのに必要な予算をあらかじめ定める。
  - 2) 当社は、予算の有無に拘わらず、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署と審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑬ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築すると共に、当該システムと金融商品取引法及びその他の関連法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

## (2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力又は団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、グループ全体として毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。

### ② 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

#### 1) 主管部署及び反社会的勢力対応責任者の設置状況

管理本部総務企画担当を反社会的勢力対応の主管部署とし、反社会的勢力に関する情報収集や外部機関との連携、マニュアル整備等を一元管理しております。また、反社会的勢力対応責任者を設置し、不当要求に対し即時・適切に対応できる体制を構築しております。

#### 2) 外部専門機関との連携状況

警察等外部機関、並びに顧問弁護士等外部専門家への協力要請が速やかに行えるように、平時より連絡を密にしております。

#### 3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況等

新規取引先に対しては、取引開始前に商業データベース等により、反社会的勢力との関係性有無の調査を実施しております。また万一相手方が反社会的勢力等であることが判明した場合、契約を解除できるよう、取引基本契約に反社会的勢力排除条項を規定し、反社会的勢力等の侵入排除に努めております。また、既存取引先については取引規模・業種等の社内基準で抽出した取引先に対し年1回の調査を行っております。

株主については、上位20位を対象とし、取引先に対する定期調査と同様の方法で調査を実施しております。

#### 4) マニュアル等の整備

反社会的勢力に対する基本方針及び不当要求への具体的な対処方法等を「反社会的勢力対応マニュアル」に定め、全社員に対し周知徹底しております。

## (3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規程等の遵守状況について問題のないこと、引き続き役職員はコンプライアンス意識を徹底した上で職務執行に努めることを確認いたしました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役11名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行いたしました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社経営委員会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実施に努めました。

内部監査室は、代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、原則月1回の定例監査役会に加え適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。更に、取締役会に出席すると共に、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査すると共に、コンプライアンス委員会等の重要会議体に参加し、必要な場合は意見を述べました。

---

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 売上高等の金額については、消費税等は含まれておりません。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,889</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,854</b>
現金及び預金	4,897	支払手形及び買掛金	640
受取手形及び売掛金	1,557	短期借入金	4,800
商品及び製品	1,034	1年内返済予定の長期借入金	2,080
仕掛品	224	未払法人税等	130
原材料及び貯蔵品	1,016	未払消費税等	42
その他の	1,159	賞与引当金	68
		その他の	1,092
<b>固定資産</b>	<b>17,350</b>	<b>固定負債</b>	<b>8,462</b>
(有形固定資産)	10,324	長期借入金	7,776
建物及び構築物	3,003	退職給付に係る負債	450
機械装置及び運搬具	1,756	繰延税金負債	2
工具、器具及び備品	62	その他の	233
土地	5,234	<b>負債合計</b>	<b>17,317</b>
建設仮勘定	266	<b>(純資産の部)</b>	
(無形固定資産)	67	<b>株主資本</b>	<b>10,625</b>
ソフトウェア	61	資本金	1,750
その他の	6	資本剰余金	233
(投資その他の資産)	6,958	利益剰余金	11,645
投資有価証券	4,697	自己株式	△3,004
長期貸付金	1,387	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△702</b>
繰延税金資産	790	その他有価証券評価差額金	△702
その他の	83	繰延ヘッジ損益	0
		退職給付に係る調整累計額	△0
		<b>純資産合計</b>	<b>9,922</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,239</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>27,239</b>

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,686
売 上 原 価		18,862
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,824</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,841
<b>営 業 利 益</b>		<b>982</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25	
受 取 配 当 金	112	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	93	
為 替 差 益	5	
そ の 他	7	245
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	88	
支 払 手 数 料	28	
そ の 他	3	120
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,107</b>
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2	
会 員 権 評 価 損	3	5
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,102</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	267	
法 人 税 等 調 整 額	59	326
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>775</b>
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>775</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	1,750	241	11,005	△3,021	9,975
当期変動額					
剰余金の配当			△135		△135
親会社株主に帰属する当期純利益			775		775
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△7		17	9
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△7	639	17	649
2021年3月31日残高	1,750	233	11,645	△3,004	10,625

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2020年4月1日残高	△1,061	0	△11	△1,072	8,903
当期変動額					
剰余金の配当					△135
親会社株主に帰属する当期純利益					775
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					9
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	358	0	10	369	369
当期変動額合計	358	0	10	369	1,019
2021年3月31日残高	△702	0	△0	△702	9,922

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,224</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,369</b>
現金及び預金	4,032	買掛金	191
売掛金	1,807	短期借入金	4,800
商品及び製品	971	1年内返済予定の長期借入金	2,080
仕掛品	225	未払金	1,013
原材料及び貯蔵品	1,023	未払費用	127
関係会社短期貸付金	854	未払法人税等	87
その他	308	未払消費税等	20
		賞与引当金	39
		その他	9
<b>固定資産</b>	<b>16,660</b>	<b>固定負債</b>	<b>8,289</b>
(有形固定資産)	9,303	長期借入金	7,776
建物	2,622	退職給付引当金	424
構築物	179	その他	88
機械及び装置	1,745	<b>負債合計</b>	<b>16,658</b>
車両運搬具	0	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	56	<b>株主資本</b>	<b>9,918</b>
土地	4,432	資本金	1,750
建設仮勘定	266	資本剰余金	337
		資本準備金	345
(無形固定資産)	65	その他資本剰余金	△7
ソフトウェア	60	利益剰余金	10,870
その他	5	利益準備金	282
(投資その他の資産)	7,291	その他利益剰余金	10,588
投資有価証券	2,350	別途積立金	2,930
関係会社株式	2,559	繰越利益剰余金	7,658
関係会社長期貸付金	1,792	自己株式	△3,039
長期前払費用	49	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△692</b>
繰延税金資産	507	その他有価証券評価差額金	△692
その他	30	繰延ヘッジ損益	0
		<b>純資産合計</b>	<b>9,225</b>
<b>資産合計</b>	<b>25,884</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>25,884</b>

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,768
売 上 原 価		13,261
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,507</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
販 売 費	2,397	
一 般 管 理 費	1,284	3,681
<b>営 業 利 益</b>		<b>825</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
受 取 配 当 金	107	
そ の 他	8	142
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	87	
支 払 手 数 料	28	
そ の 他	2	118
<b>経 常 利 益</b>		<b>850</b>
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	2	
会 員 権 評 価 損	3	5
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>844</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	212	
法 人 税 等 調 整 額	47	259
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>585</b>

## 株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日 残高	1,750	345	－	345	282	2,930	7,207	10,420
当期変動額								
剰余金の配当							△135	△135
当期純利益							585	585
自己株式の取得								
自己株式の処分			△7	△7				
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	－	－	△7	△7	－	－	450	450
2021年3月31日 残高	1,750	345	△7	337	282	2,930	7,658	10,870

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	△3,056	9,458	△1,050	△0	△1,050	8,408
当期変動額						
剰余金の配当		△135				△135
当期純利益		585				585
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	17	9				9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			357	0	357	357
当期変動額合計	17	459	357	0	357	817
2021年3月31日残高	△3,039	9,918	△692	0	△692	9,225

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

塩水港精糖株式会社  
取締役会 御中

#### 監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 智 浩 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、塩水港精糖株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

塩水港精糖株式会社  
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 岡 智 浩 ㊞  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

塩 水 港 精 糖 株 式 会 社	監 査 役 会
常勤監査役（社外監査役） 青 木 義 一 ㊦	
常勤監査役 高 野 明 子 ㊦	
常勤監査役（社外監査役） 田 畑 貴 史 ㊦	
監 査 役（社外監査役） 渡 部 以 光 ㊦	

以 上

以 上

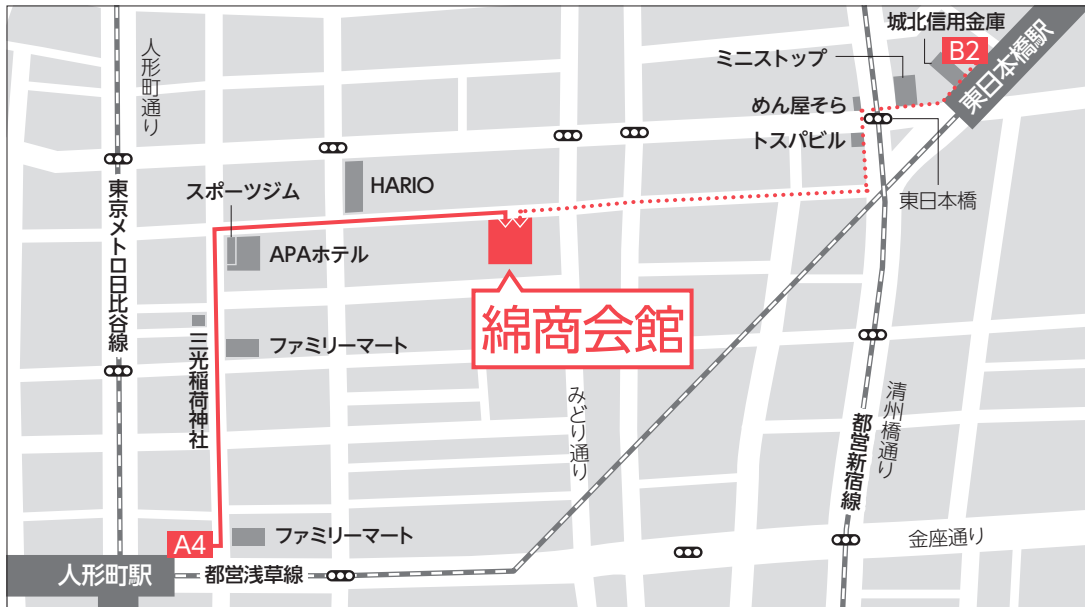
# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋富沢町8番10号

**綿商会館 6階** 電話 03 (3662) 2251

地図URL : <http://www.mensyou.co.jp/map.htm>



交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営浅草線

「人形町駅」 **A4** 出口より徒歩約6分

- A4出口を出て通りを左へ進む
- 左手三光稲荷神社を過ぎ、右手にあるAPAホテルの角を右折
- APAホテルの正面を通って、HARIOを過ぎた右側

都営浅草線

「東日本橋駅」 **B2** 出口より徒歩約6分

- B2出口を出て、清洲橋通りを東日本橋交差点方向へ進む
- 清洲橋通り東日本橋一丁目歩道橋手前を右折
- そのまま真っ直ぐ進んだ左側

お願い：会場には駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/2112/>

